

○会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例

令和元年十月八日

福島県条例第二十五号

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例をここに公布する。

会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、別に定める場合を除き、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十四条第五項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項の規定により準用される地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条第四項の規定に基づき、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員であつて、法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されるもの（以下「会計年度技能労務職員」という。）以外のもの（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に関し必要な事項並びに会計年度技能労務職員の給与の種類及び基準その他必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第二条 会計年度任用職員に支給する給与は、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「第一号会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当とし、同項第二号に掲げる職員（以下「第二号会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第十一条の三の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び期末手当とする。

2 報酬は月額、日額又は時間額とし、給料は月額とする。

3 給与は、会計年度任用職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

4 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(第一号会計年度任用職員の報酬)

第三条 第一号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める報酬を支給する。

2 月額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の前項の報酬の額は、勤務一月につき、規

則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定した額に第四条に規定する給料の調整額に相当する報酬の月額、第五条に規定する初任給調整手当に相当する報酬の月額、第六条に規定する地域手当に相当する報酬の月額及び第七条に規定する特殊勤務手当に相当する報酬(月額で定められているものに限る。)の月額を加えた合計額(以下この項から第四項までにおいて「基準月額報酬」という。)に当該第一号会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間を三十八・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一日につき、基準月額報酬を二十一で除して得た数に当該第一号会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間を七・七五で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員の第一項の報酬の額は、勤務一時間につき、基準月額報酬を百六十二・七五で除して得た額とする。
- 5 第二項から前項までの算定において生じる端数及びその他必要な事項は、規則で定める。
- 6 前各項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難い職にある者の給与条例第二条第一項に定める給料に相当するものとして支給する報酬については、任命権者が別に定める。

(第一号会計年度任用職員の給料の調整額に相当する報酬)

第四条 第一号会計年度任用職員には、給与条例の適用を受ける職員(以下「給与条例適用職員」という。)に支給される給料の調整額の例により算定して得た額の給料の調整額に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

第五条 第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される初任給調整手当の例により算定して得た額の初任給調整手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

第六条 第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される地域手当の例により算定して得た額の地域手当に相当する報酬を支給することができるものとする。

(第一号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第七条 職員の特務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)第一条第二項に規定する勤務に従事する第一号会計年度任用職員には、職員の特務手当に関する条例の規定の例により算定して得た額の特務手当に相当する報酬を支給するものとする。

る。

(第一号会計年度任用職員の報酬の減額)

第八条 月額報酬を受ける第一号会計年度任用職員が当該第一号会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）中に勤務をしないときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員（以下「勤務時間条例適用職員」という。）の例により指定された超勤代休時間、給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）又は同条に規定する年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認を除く。次項において同じ。）のあった場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額して支給する。

2 日額の報酬を受ける第一号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認のあった場合を除き、その勤務しない全時間について一時間につき、勤務一時間当たりの報酬額を減額して支給する。

3 前二項の第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(第一号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬)

第九条 第三条に規定するもののほか、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、規則で定めるところにより、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬)

第十条 第三条に規定するもののほか、祝日法による休日等（勤務時間条例適用職員の例により毎日曜日を週休日と定められている第一号会計年度任用職員以外の第一号会計年度任用職員にあっては、勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日等が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第一号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に百分の百二十

五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬)

第十一条 第三条に規定するもののほか、正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する第一号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務一時間につき、第十三条に規定する勤務一時間当たりの報酬額に百分の二十五を乗じて得た額を夜勤手当に相当する報酬として支給する。

(第一号会計年度任用職員の報酬の端数計算)

第十二条 第八条の規定により勤務しない一時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十三条の規定により勤務一時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

3 第八条から第十一条までに規定する全時間に一時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員の勤務一時間当たりの報酬額の算出)

第十三条 第九条から第十一条までに規定する勤務一時間当たりの報酬額は、規則で定めるところにより算定して得た額とする。

(第一号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第十四条 第三条に規定するもののほか、宿日直勤務を命ぜられた第一号会計年度任用職員には、給与条例適用職員に支給される宿日直手当の例により算定して得た額の宿日直手当に相当する報酬を支給する。

2 前項の勤務は、第九条から第十一条までの勤務には含まれないものとする。

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法)

第十五条 第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法については、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

第十六条 第一号会計年度任用職員が通勤のため交通機関若しくは有料の道路を利用してその運賃若しくは料金を負担し、又は交通の用具を使用したときは、一般職の常勤職員に支給される通勤手当の額との権衡、当該第一号会計年度任用職員の任用期間を考慮し、その費用を弁償する。

2 第一号会計年度任用職員の前項の費用弁償の支給基準、額及びその支給方法については、規則で定める。

(第一号会計年度任用職員が職務のため旅行した場合の費用弁償)

第十七条 第一号会計年度任用職員が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用弁償の額及びその支給方法については、福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）の例による。

(第二号会計年度任用職員の給料)

第十八条 第二号会計年度任用職員には、一般職の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が予算の範囲内で定める給料を支給する。

- 2 前項の給料の額は、規則で定める適用範囲の区分及び基準に従い、給与条例別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定するものとする。
- 3 第二号会計年度任用職員に適用する調整額表は、給与条例適用職員の例による。

(第二号会計年度任用職員の給料の支給等)

第十九条 第二号会計年度任用職員の給料の支給、端数計算、給与の減額及び勤務一時間当たりの給与額の算出並びに第二条の手当（期末手当を除く。）の支給額及び支給方法については、給与条例適用職員の例による。この場合において、給与条例中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該第二号会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとするほか、その他必要な事項については、規則で定める。

(会計年度任用職員の期末手当)

第二十条 会計年度任用職員の期末手当については、給与条例適用職員の例により支給するものとする。ただし、任期の定めが六月未満の者その他規則で定める者にあつては、期末手当は支給しない。

(休職者の給与)

第二十一条 休職にされた会計年度任用職員には、任命権者が別に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(会計年度任用職員の勤務時間)

第二十二条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分以内とする。

(会計年度任用職員の休暇等)

第二十三条 会計年度任用職員の休暇等は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(会計年度技能労務職員の給与の種類、基準、支給方法等)

第二十四条 会計年度技能労務職員の給与の種類、勤務時間、休暇等については、会計年度

任用職員に準じるものとし、その給与の基準及び支給方法等については、常勤の法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める。

(規則への委任)

第二十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 給与条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の分限に関する条例の一部改正)

3 職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年福島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

6 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

7 福島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

